

解禁日： 有（令和 年 月 日） ・ 無

令和 7 年 4 月 2 日

報道関係者 様

守口市報道提供資料

内定した保育施設以外の市内保育施設において
個人情報等が閲覧できる事案の発生について

1. 概要と事実経過

令和 7 年 3 月 26 日（水）閉庁後に市内保育施設から連絡があり、同日夕方に市内保育施設 39 施設に対し、メール送信した「令和 6 年度守口市子ども・子育て支援交付金」の実績報告様式のデータにおいて、通常は閲覧不可能である当該 39 施設の同交付金の交付決定額のほか、基本的な法人情報やパスワードに関する情報の一覧が閲覧できる状態であることが判明しました。

さらに、当該パスワードを使用し、その他の法人情報はもとより、内定した保育施設以外の市内保育施設において、入所内定者に関する個人情報を閲覧することが可能な状況となりました。

2. 閲覧が可能となった情報

①個人情報（市内 29 世帯、59 人）

- ・ 令和 6 年 11 月分から令和 7 年 3 月分までにおける月次の入所内定者に関する情報（児童の氏名、性別、生年月日、歳児、住所、保護者氏名、決定施設等）

②法人情報（市内 39 保育施設）

- ・ 施設名称、郵便番号、法人所在地、法人名、法人代表者等の基本的な法人情報
- ・ 子ども・子育て支援交付金の（変更）交付決定額等
- ・ パスワード

3. 判明後の対応

市内保育施設から連絡があった後、速やかに当該 39 施設に対し、メール及び電話で添付ファイルを開かずに至急削除いただくよう依頼しました。

3 月 27 日（木）から 4 月 1 日（火）にかけて、各施設を順次回り、当該メールを受信したパソコンの受信メールフォルダ及び削除済みフォルダからメールが確実に削除されていることを現地で目視確認した上で、全ての施設からメールに関する一切のデータ等を削除していることを証する「確認書」を本市に提出いただいたことで、現在は閲覧できないように対策を講じました。

また、当該パスワードをもって、一部の市内保育施設で個人情報を閲覧することが可能な

状況となったことについて、対象の保護者宛に郵送（４月１日発送）によりお詫びと経緯についてお知らせするとともに、４月２日（水）から順次、電話連絡にて謝罪と経緯説明を行います。

４．発生原因

メール送信した実績報告様式のデータについては、当該施設が所定の箇所に施設名及びパスワードを入力すれば、同交付金の決定額等が自動表示されるものとなっています。この自動表示の機能を使用するため、参照元のデータとして、同交付金の決定額のほか、当該 39 施設の基本的な法人情報やパスワードに関する情報の一覧が記載されていますが、通常であれば参照元のデータにロックをかけるため、施設側では閲覧することができません。

しかしながら、参照元のデータを閲覧できないようロックをかけることを失念し、ダブルチェックせずにメール送信したことが原因です。

５．再発防止について

今後、本事案のようなロックして閲覧不可とするデータはもとより、個人情報等を有するデータについて、パスワードをかけ、セキュリティ対策を講じた上で、当該施設のみに提供することとし、外部にメール送信する際には、必ず複数の職員が確認した上で送信することを再度、徹底します。さらに、事務処理内容やその手順を見直した上で体制の強化に努めてまいります。

問合せ：守口市こども部こども施設課

電話 ０６－６９９２－１６９５ （直通）